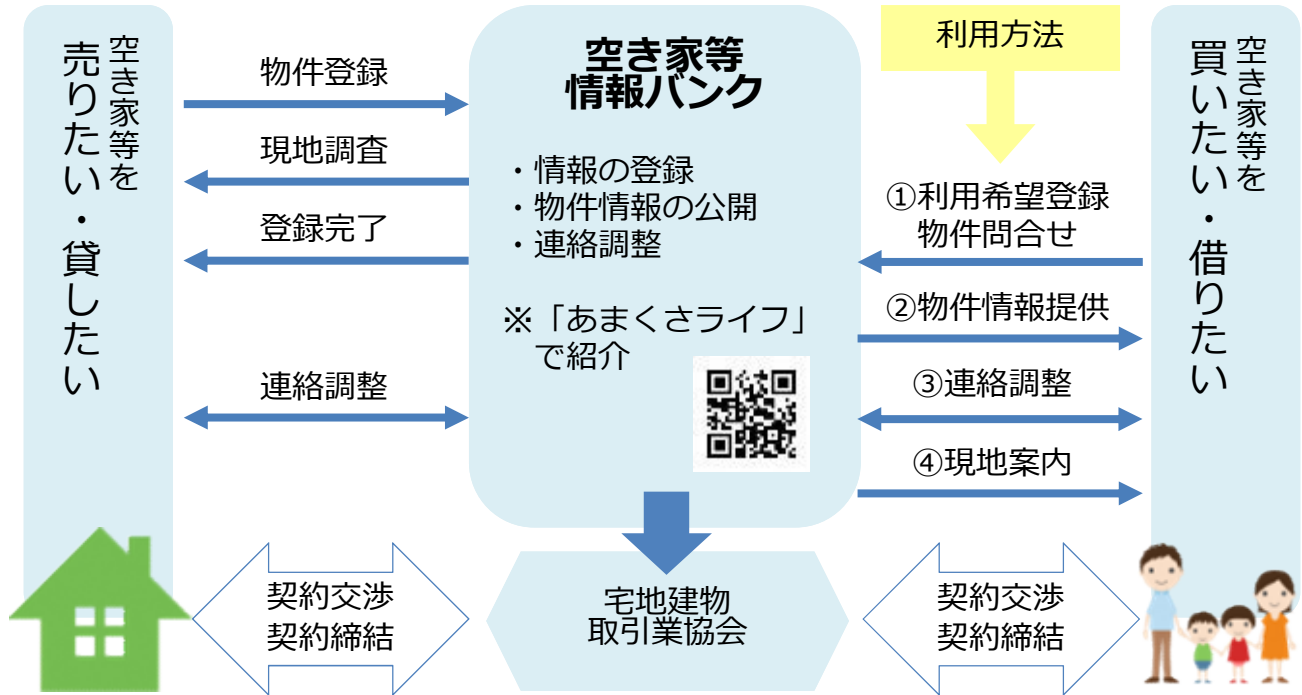


天草市の移住支援制度（概要）

空き家等情報バンク制度

天草市では、市内にある空き家や空き地等の情報を、移住を希望する方に提供するため、「空き家等情報バンク制度」を設け、ホームページ「あまくさライフ」でご紹介しています。「天草に住んでみたい」「田舎でゆっくり、のんびり過ごしたい」と考えている方は、ぜひご利用ください。



天草市移住・定住促進支援補助金の概要

制度名	対象	補助額及び補助上限額
定住促進奨励金 (市内で使える商品券を交付)	空き家等情報バンク制度の利用希望登録をして、天草島外から天草市に転入した方で、次の要件を満たす方 ○過去に本市に居住したことがない方。または、過去に本市を転出し、5年以上経過して転入する方。 ○生活の本拠が本市にあり、3年以上居住する意思があること 等	○世帯員が2人以上 20万円 ○世帯員が1人 10万円
空き家活用事業補助金	空き家等情報バンク制度に登録してある空き家を購入または賃借したものであって次の要件を満たす方 ○補助金の交付申請時点で天草市の住民基本台帳等に登録されていない方、または本市に転入して180日を経過していない方 ○空き家の改修等の実施後30日以内に天草市の住民基本台帳等に登録し（すでに登録している方を除く）、かつ本市に3年以上居住する意思がある方 ○自らの負担で空き家の改修等をしようとする方 ○過去にこの補助金を受けたことがない方 等	○補助対象経費 空き家の給排水施設、台所等の改修費用及び家財撤去の費用 ○補助率 2分の1以内 ○上限額 改修等：100万円 家財撤去：20万円 ※御所浦地区は高上げ

◆ 空き家等情報バンク制度や補助金の詳細、移住・定住促進施策に関する問合せ先
 天草市地域政策課定住促進係 ☎ 0969-27-6000 ✉ iju@city.amakusa.lg.jp